

# 翻刻『俳諧歳時記』(十一)

## 播本眞一

### はじめに

本稿は、「翻刻『俳諧歳時記』(一)」〜「同(十)」に続き、  
曲亭馬琴(一七六七〜一八四八)が享和三年(一八〇三)に  
刊行した『俳諧歳時記』(二卷二冊、横本)を翻刻するもの  
である。今回は紙幅の都合で、下冊「秋之部」百七十丁ウラ  
五行目から同百八十七丁オモテ最終行までを対象とした。凡  
例などは前記拙稿(一)を参照していただきたい。

### 『俳諧歳時記』翻刻

俳諧歳時記秋之部 江戸 曲亭主人纂輯

天中の節(八朔) 八月朔日の日の出より以前に、天中ノ節、  
赤口、白舌、随節滅と書て門戸に押す、二三云。「拾芥鈔」陰陽  
秘法に云、むかし大国の后、天中楼に於て事あり。その人、

素懷を遂ざるにより、忽ち火神となりて天中楼を焼。時に后、  
呪して云、八月(乃至)随節滅、二三云。伝いふ、凶悪日也。  
陰陽家、天中の札を以、門戸に貼す。道書に、正月一日を天  
中の節とす、ともいへり。三村祭 三村或は水村に作る。  
泉州堺南の庄、塩穴の下条開口村にあり。住吉旧記に云、祭  
る神伊弉諾の尊の御子、事勝食勝国長狭也。後に生玉午頭天  
王を合せ祭る。乃ち住吉の外宮とす。故に朝廷より廿年に一  
度、住吉の社造替をなし給ふ時、当社もこの義あり。社地  
元ト開口村、木戸村、原村の間也。(百七十ウ)俗、三村大  
明神と称し、大寺祭と号ス。○密乗山念仏寺は、聖武帝の御  
願によりて、行基の開基也。社領八十五石。「泉州府志」例祭、  
八月一日二日、これを三村祭、又大寺祭といふ。木戸村・開  
口村・原村の本居神にして、大念仏寺の鎮守也。堺天神祭  
(三日) 泉州堺、常楽寺の天神像は、菅神太宰府に在せし日、  
自作り給ふ七軀の像のうち也、といひ伝ふ。社殿に、長徳二

年（或は延喜年中とも）正月、海浜に漂ひ来るにより、此所に安置ス。或はいふ、昔、塩穴の郷湊村にあり、故に塩穴天神といふ。中ころ、北の庄に勧請す。文明二年、菅原為長郷の記に云、和泉国毛須、深井、草部、土師、向井、塩穴、高石は菅家の氏神、天ノ穗日の命以来の旧領也へ為長郷の真跡五条殿にあり。これをもて思ふに、塩穴天神は天穗日命にして、後に菅丞相を合せ祭る歟。「泉州府志」例祭、六月十三日を夏神楽とし、八月三日を秋神楽とす。この日參詣多し。神輿、堺七道浜、おなじく夷嶋へ渡御、即日還幸也。先板の諸抄、四日とするす、今は三日也といへり。北野祭〔四日〕一條帝永延元（百七十一才）年八月五日、祭礼はじめて官弊あり。後冷泉帝、永承元年八月四日に定らる。五日は母后の国忌によりて也。「廿一社注式」北野祭、今は四日、元は五日。先例、大臣より始めて納言・參議に至り、大頭と称す。催し申あり。料米六十石。「拾芥抄」祭る神三座、中は天満天神、東は中将殿（菅三品）、西は吉祥女（菅家の北ノ方、都の西南、吉祥院に住給ひし故の御名なり）。この祭、甚美麗にして、神輿、下立売の西御旅所に移し奉る。其間、廿余町の地に蜀錦を布、供奉の輩、綾羅の袂をつらね、管弦の聲、雲井に響けるよし、当社の旧記にありとぞ。

白鬚開帳〔五日〕近江、打風白鬚大明神は、猿田彦也。「神祇正宗」これ則、比良明神と同体也。「社説」昔は開帳あり。元祿中より止む。今は、只内陣を開て宮殿を拝さしむるのみ

也。四月上旬の辰巳祭礼、神輿渡御あり。往古の神門、石橋の辺は、今、水中二町斗、湖水の沖に有よし、縁起にみゆ。鳥居のありし所を、鶺鴒村といふ。社頭より廿町斗に河あり、鶺鴒川と号ス。此川の北を鶺鴒川領といふ。別当を、白頭山延命寺寿福院と号ス。毎年、二月八講あり。開帳は（百七十一ウ）八月五日也。敦賀祭〔十日〕氣比大明神は、越前の国敦賀郡にあり。祭神、仲哀天皇。「風土記」二云、氣比の神宮は、宇佐同体也。八幡は、応神天皇の垂跡、氣比は、仲哀天皇の鎮座也。例祭八月十日。○今月二日より十日迄、近国廿里四方の諸商人・放下師・狂言師等来り集り、二日神輿洗あり。敦賀紙屋町といふ所より、例年、神細工の家台灯籠を出し、京の祇園囃シを摸す。三日神事、四日を後宴と称し、町々の氏子、東番西番とわかれ、引山を出し、地車にて町中を引廻る。山の上に、一丈斗の松を立、四方錦繡の幔幕・水引等、五ツ或は六ツ、祭礼当日にこれを出す。天神の森といふ所、御旅所にして、神輿遊行の間、十日也。待宵 これを小望月といふ。十四日の夜の月也。名月 名高き月、けふの月、今宵の月、十五夜、三五夜、望月、月見。仲秋一五夜の月をもて遊ぶこと、中ころより和漢みな然り。民間、今日餅を制し、同器に芋と枝豆とを（百七十二才）盛り、并ニ神酒尾花を月に供じ、或は互に相贈る。今の清人の説に、八月十五夜、雨ふれば、来年元日快晴也。若シ十五夜晴るゝときは、

元日雨ありといへるよし、或物に記したり。而三年、これをこゝろみるに、多くは違はず。秋は只こよひ斗の名也けりおなし雲井に月はすめとも、西行。名月や夜をさためたる袖につゆ、雪礎。新月 三五夜中、新月ノ色。「白樂天詩」

端正月 「事文類聚」○今の人、八月十五夜を以良夜とするは誤也。「書言古事」に、良夜は深更なりとあり。しからは、秋の夜にも限へからず。芋名月 俗間、今日必芋と団子とを食ふ、故に芋名月の名あり。月華 人いふ、八月望

〈十五日也〉月華あり。或はいふ夜半、或はいふ微雨後、或はいふ必八月のみならず、秋後の望俱にこれあり。或はいふ、その五采鮮明旁照數十丈、金線の如きもの百余道、或はいふ、但紅雲これを囲み繞るのみ。臨川 吳比部摺謙 少かりし時、一たびこれを見る。その景象鮮妍千態万媚、真に人間いまだ之を見ざる所の奇也、二云云。又言フ、二月朔日正午(昼九ツ)に日華あり。しかして、人愈見ることを(百七十二一ウ)得ず。李程が五色の詩に云、徳動三天鑑一祥開一月華といふものは、これを謂耶。「五雜俎」○愚按するに、我俗、七月廿六夜の月中、三尊仏の影向ありといふものは、月華なるべし。十六夜の月 哉生魂、既望夜。○信月、みないぎよひと訓す。十六日の月をいふ。初汐 海潮、八月、独り大なるは何ぞや。潮は月に応る者也、故に月望なるときは潮盛ンにして、八月の望、尤盛也。「五雜俎」秋は金気なれば、金生水にて、水は金を得て、盛なる理なり。「無名抄」

『臨安志』に、伍子胥が事を附会するものは非なり。

司召 昔、六位以上加階する人は、芸能行跡をえらみ、采爵を授給ひし也。上卿官の東の庁に着、事を、行、次に朝所に着て三献の規式あり、次に晏穩の座に着、又三献あり。挿頭の花を、上卿以下、冠にさす。大臣は白菊、納言は黄菊、参議は龍胆、その余は時の花をさす。二月の列見に同シ。式・兵の両省より、諸司の輩の旨を選成するを、列見といふ。それを書あつめて奏するを、擬階の奏といふ。この人々を扱出して定らるゝを、定考と申す也。「公事根源」司召は秋の除目也。京官の除目とす。春の除目は、京召(百七十三オ)と号ス。各拜任の輩、これを召す。春は大政官、秋は外記の庁に於て召シ御す。「教隆卿記」八幡祭 放生会 八月十五日、諸国にこのことありといへとも、男山の神事を以、京師の人、八幡祭或は放生会といふ。社頭美豆の南八九町にあり。京を去ること四里余、男山石清水と号し、或は雄徳山鳩の峯と称ス。欽明天皇三十一年冬、肥後国菱形の池の辺、民家の児三才の時、神託して云、我レは是人皇十六代誉田天皇也と。これによりて、豊前国三鎮座し、八幡太神と称ス。伝へいふ、貞観元年秋七月、八幡大神、鳩の峯に移る。はじめ釈行教、南都大安寺に居る。この僧、姓は武内、大臣の裔也。曾て貞観の初、宇佐の神祠に詣。一夏九旬、昼は大乗経を説、夜は密呪す。誦す一夕、夢中に大神告て云ク、師、王城に帰らば我も又随ひ行、王城に居して当に皇祚を護

るべしと。行教やうやく山城国山崎に至る。その夜、大神又夢中に告て曰、師、我居る所を見よと。覺てこれを見れば、東南男山鳩の峰に光を現す。行教、これを奏して宮殿成る。

○正殿三座、中は八幡宮〈心神〉、東は氣長足姫尊〈神功〉、西は比咩大神〈玉依〉。後嵯峨天皇、源姓を諸皇子〔百七十三ウ〕賜ふ時、八幡宮を以氏神とし、この社を以本朝第二の宗廟とし給ふ。毎年二月十一日、初卯の日神楽あり、御神楽に准せらる。八月十五日放生会あり。養老四年九月、征夷のことあり。大隅・日向の兩國逆乱す。よりに宇佐の宮に祈請せしめ給ふ。その禰宜幸嶋勝婆豆米の神軍を率てかの国を征し、敵を討て利あり。大神託して曰、合戦の間多く殺生を致す、直く放生会を修すべしと。諸国の放生会に始る。○今晚、神を輦中に遷し奉り、神幸を促す。左右の馬寮、御馬二匹を牽。召使、官掌、外記、史、左右兵衛の府、弁參議、上卿、左右衛府、上臈、前駈等、絹屋殿に参り向ふ。神輿、猪の鼻を下り、宿院頓宮に至りて、行列行幸に准す。この式、後三条院延久二年より始る。当社の祭式、甚々繁多也。故に略す。鶴ヶ岡八幡祭〔十五日〕相州鎌倉にあり。一名は雲井ヶ峰。上の宮三座、中は心神、東は神功、西は妃大神也〈姉姉〉。下の宮四座、中は仁徳天皇、東は久礼・宇礼の二神、西は妹比咩也。後冷泉帝の御宇、伊予守源頼義朝臣、安倍貞任を伐とき、丹祈の旨ありて、康平六年八月、石清水の神を相州鎌倉郡、今の下若宮〔百七十四

オ）の地に勧請す。永保元年二月成就、義家朝臣修覆を加ふ。治承四年十月、右大将頼朝卿、小林の郷に遷し給ふ。これ今の鶴ヶ岡也。毎年八月十五日、放生会并ニ祭礼、奉幣流鏑馬・角力等あり。筑紫宇佐ノ宮祭〔十五日〕欽明天皇三十一年、

豊前国宇佐郡厩の峰、菱形の池の上の民家の児、託して曰、我レは是第十六主菅田天皇ひろ幡八幡也。我レを護國靈験威身大自在王菩薩と名づく。迹を諸州に神明に垂る、今、頭に此地に在と。よりにこれを奏す。勅して祠を建ツ。八方に八色の幡を立り。故に託宣して八幡と号す。社説に、当社の禰宜奏して云ク、大神の託に言ク、我レ無量劫よりこのかた、三有に化生して善行方便を修し、諸の衆生を濟度す。我名を大自在王菩薩と申せと也。帝、叡聞ありて、これを許し給ふ。『公事根源』に云、八幡は垂跡の号。後は豊前国宇佐に鎮り給ひしが、聖武天皇、東大寺建立の後、巡礼し給ふべきよし託宣あり。よりに彼寺に勧請申されき。されど、勅使などは猶宇佐に参れり。○宇佐宮祭、いにしへは勅会也。放生会等、此地を始とす。志賀八幡祭〔十五日〕四十代天武天〔百七十四ウ〕皇即位九年壬申、近江国渥賀郡に垂跡、八幡一の御前八幡大菩薩は、今の聖真子、是也。唐尤僧の形、聖真子は阿弥陀八幡大菩薩の分身也。〔淡海志〕是、山王七社の神にして、淡海ノ国滋賀郡坂本村にあり。見瀬村の神社にはあらず。今は山王祭の外、神事なきよし也。筑前箱崎祭〔十五日〕祭ル神三座、中は心神天皇、東は神功

皇后、西は武内宿禰也。仲哀天皇、三韓を討んと欲し給ひ、神功皇后と、もに、筑紫櫛日の宮に至り、軍旅を催すの時、天皇崩御也、この時皇后懐妊臨月ならんとす。乃ち自ら男子の貌をなし、弓矢斧鉞をとり、呪して曰ク、請、征伐の後降誕あれと。三韓ことかく平定し、筑紫に帰り給ひて、男子降誕し給ふ。応神天皇是也。その地を呼て宇弼邑といふ。袍衣を笥に藏めて地に埋み、松を栽て標となす。その地を喚て箱崎といふ。醍醐天皇延喜廿一年六月廿一日、託宣によりて、宮を箱崎の松原に建ツ。例祭八月十五日也。○古老伝へていふ、昔この松原に戒定慧三字の篋を埋む、故に箱崎と号す。松を其所に植て標とす。その松猶在とぞ。縁起に云昔、白幡四流ル、赤(百七十五才)幡四流、虚空より降る。其所に松を栽て標となす、故に八幡の号ありと。諸説送に異也。社は筑前国那珂郡にあり。河州菅田祭(十五日)河内国長野山護国寺地藏院の縁起に云、当社は人皇十六代応神天皇の御陵也。母后神功皇后の御胎内にましくて三韓征伐の後、筑前の国に於て降誕。御腕に鞆の形あるゆゑに菅田別の皇子と号し奉る。是弓矢の家を守給ふへきこと、此時に顕れたり。治世四十一年、仙齡百十一歳の春、大和国豊浦の宮に崩ず。玉体を瑪瑙の棺に納め、河内国藻伏の岡に葬り奉る。三十代欽明天皇の勅によりて宝殿を営み、三所の神明を祀る。所謂中殿は八幡大菩薩、左は仲哀天皇、右は神功皇后也。世に神祠多しといへども、当社は玉体を納め奉る

の靈廟にして、八幡宮の根源、威験深きこと知べし。神祭は八月十五日也。先ツ十四日の夜、奥の院の御廟前、本殿へ鳳輦を行幸なし、翌十五日午の剋還幸、舞樂あり。四月八日若宮祭、猿樂・児舞、隔年にこれを行ふ。放生会は当社にこれなきよし。但社説の趣を記す。伊勢安濃津祭(十五日)

社説に云、伊(百七十五ウ)勢国安濃郡津城の南に八幡宮鎮座(往古、高良の二神殿中に寄座す)。相伝ふ、建武中、足利尊氏卿、一国ごとに八幡一社を置んと欲し、伊勢を以始とす。乃ち宮殿を千歳山の上に造り、石清水の神を勧請し、源家の興隆を祈る。旧記に云、永正年中、当国兵乱によりて神殿荒廃す。僧願海、募りて国中を化して再興す、時に享祿二年也。又数十年の後、頽廢して僅に存す。寛永壬申年、城主田獭してこゝに至り、小祠を林樹の間に見る。左右何の神なるを知る者なし。村老を召てこれを問ふ。言ク、足利將軍の建る所也。即ち心願を發して土木を集め、正殿・拜殿・神庫・華表を造る。寛永十二年、初めて祭儀を行はる。同廿一年、垂水・藤瀧の二村、三百石の地を附て、昌泉院を以別当とす。今、寒松院といふ。古は山上にありて、千歳山八幡宮と称せり。今の地に遷してより、安濃津の城を鎮るを以、安濃津八幡宮と号す。乃ち一志郡垂水村に属す。蓋、津の城の街坊は、奄藝・安濃・一志の三郡に跨るといふ。三津八幡祭(十五日) 摂州西成郡(大坂)三津の寺町にあり。三津とは、高津・敷津・難波津、是也。伝へいふ、昔行基、寺院

を建て三津寺と号ス。(百七十六オ) 後、神託によりて八幡を勧請す。毎年八月十五日祭礼あり。社説に云、当社は清和天皇の御宇、筑紫宇佐の神、男山に遷座の時、西海より初めて至り給ふ州中也。その旧跡に祝ひ祭るといふ。又一説に、応神天皇行幸の地ともいへり。○撰州難波堀江の人、月を此所に賞す。各深更に及て家に帰る。これを月見と称し、又難波の御祓と称す。是八幡祭歟。富賀岡八幡祭(十五日) 江戸城南深川にあり。祭る所、鶴が岡におなじといふ。別当大柴山永代寺(台宗)、深川第一の大社也。或はいふ、神体は菅公の作也、源三位頼政深くこれを崇む。其後千葉家に移り、足利尊氏に伝へ、基氏・持氏に至り、後、上杉家に伝へて、太田道灌深くこれを信仰す。「名所記」寛永元年、長感法印、靈夢のことありて、永代嶋に官許を建立し、同八年成就す。「礦石集」深川の土人、本居神とす。祭礼八月十五日、放生会あり。二、三十年に一度、正祭礼を行ふ。練物、引山等を出す。深川の摠鎮守なり。豊浦祭 長門国豊浦郡龜山にあり。祭る神、中は応神天皇、左は神功皇后、右は仲哀天皇也。(百七十六ウ) 『廿二社注式』に云、人皇五十六代、清和天皇貞觀元年、男山に遷座の時、行教和尚行宮を造り、これを勧請す。後土御門院、文明年中、建立。○今、八月祭なし。三月十四・十五の両日、龜山祭あり。これを先帝祭といふ。安徳天皇の御祭礼也。阿弥陀寺に陵あり、海辺に宮あり。この祭、前後四日の間、鳧飛ぶことを得ず。又、平家

蟹、赤間が関の海辺に登る。常はこのことなし。是先帝の御禰月故也、と里民いへり。又、九月十四日・十五日、八幡・春日の兩社をまつる。国主より馬二疋を牽れ、競馬ありといふ。是八幡祭にや。野口念仏(十五日) 播州加古郡教信寺にあり、これを野口念仏といふ。清和天皇の御宇、教信といふ者あり、姓氏詳ならず。或はいふ、南都興福寺の住僧永西坊の弟子也と。加古の駅舎の北に草庵を結び、常に西方に向ひて称名念仏す。性、仁愛にして旅人の荷を援け勞を救ふ。貞觀八年八月十五日、完栗の郷に於て、盜賊の為に殺されぬ。首は教信がいほりに贈り、骸はその地に葬る。毎年八月十五日、僧徒多く教信寺に集会して仏事念仏す。○釈書の略に云(百七十七オ) 撰州勝尾寺に僧あり、勝如と名づく。貞觀八年八月望の夜、一僧來りて門を敲く、即ち迎入る。客僧云、吾は播州加古の教信也。念仏の功力によりて、今夜極楽に往生する也。高僧は必す明年の今夜往生すべき也、といひ訖て去る。時に空中音楽聞え、明年八月十五日の夜、勝如果して死せり。駒牽 駒迎 『江次第』に云、元は八月十五日也。朱雀院の御国忌によりて、十六日に改用ふ。頭書に云、信濃勅使の牧、十五ヶ所、『延喜式』に載する所の一也。天皇、南殿に出御ありて御馬を分ち取らしむ。出御なき時は、建礼門の前の大庭に於て、これを牽分しむ。裏書に云、上野九牧、『延喜式』廿八日云云。七日甲斐の勅使の牧、十七日甲斐穂坂の牧、廿三日信濃望月の牧、廿五日武蔵

勅旨の牧立野の牧、又十五日信濃勅旨の牧、廿八日上野九牧、以上六ヶ日、『延喜式』に見えたり。この外、承平官府、十三日武蔵秩父の牧、廿八日同小野の牧の御馬、これを貢ず。『公事根源』に云、公卿以下、次第に御馬を賜る。馬の差綱をとりて御前にすゝみ、一拝す。取残したる馬をは引分ケ使とて、次将(百七十七ウ)を以、院・東宮など、しかるべき所々へまいらせ給ふ。菅大臣祭(十六日) 京四条の南、綾の小路西洞院の東にあり。南北道を隔て是善公の宅地也。その内北に菅神の社あり。是菅神降誕の地也。故に社を建てこれを祭る。『雍州府志』或人云、此所、昔菅家の館也。一夜飛梅の天神といふは是也。今に飛梅の跡、この地に存す。又一説に、文字の宅地にして、菅神はじめて遷座の地也。洛の人、阿米神と称す。例年八月十六日、社辺の氏子、これを祭る。神輿一基、童子素袍供奉、社僧これに従ふ。御霊祭(十八日) 八所の御霊祭也(八所の靈、前に注ス)。午後に(九ツ過) 神輿二基、中の御霊の離宮を出て、幸の鉾八本、凡、鉾を床上に建て、棒二本、四人を以これを荷ふを幸の鉾といふ。神宝のうち、特にこれを尊敬す。又努力人、鉾を帯の間に立、両手を以これを捧げゆく。これを祭鉾といふ。又一人、竿の先に道祖神の仮面をかけて、神輿に先立つ。此仮面の鼻長大なり。俗、これを王の鼻といふ。別当、及、氏子、供奉。御旅所より西の方、今出川・下烏丸を歴て、長者町より室町を(百七十八オ) 過り、本社に入る。上御霊の社

は、京極通筋違橋の乾二町余にあり。下御霊の神輿も同時に拜殿を出ツ。鉾五本、別当・氏子供奉。上御霊の行烈(ワヤ烈)の如し。神幸の路次、京極を出、榎木町の西より、東洞院の西を歴て出水にゆき、室町を下り、二条を過り、油ノ小路、下立売を上り東へ行、京極より本社に入る。下御霊の社は、京極通大炊御門東北の方にあり。例祭八月十八日なり。桑名祭(十八日) 春日大明神の社。勢州桑名の城下にあり。祭る神、四座。別当仏眼院の説に云、経津主命は、神護景雲元年、下野香取の宮より勧請す。又武甕槌命は、正応二年八月十八日、常陸国鹿嶋の宮より勧請也。天兒屋根命姫大神は、永仁二年八月十八日、伊賀の名張より勧請也。毎年八月十八日を以、祭辰となすこと、正応永仁の月日を以、これを修するといへり。先十七日、社前の南北に車一輛づ、飾、夜に入て試楽あり。翌十八日祭礼の時、件の車を南北へ引渡し音楽を奏す。明和十年の春回祿以前は、両社六座とし、北三崎の神社三座、南春日の神社三座、(百七十八ウ) 共に往昔春日鎮座の日を以祭る。回祿後、祭祀延引す。三崎大明神は土地の神也。鎮座の年月、詳ならず。凝州崎、烏州崎、泡の州崎、合せて三崎といふ。七月七日の神事あり。氏子、員弁川に於て石をとり来りて、両社に献ず。これを石取の神事といふ。此日、囃遷物を出す。○この八月祭を天武天皇の祭礼と記せる書あり。『日本紀』に、天武天皇元年九月朔、車駕還伊勢国桑名宿りたまふ、二云云。今、駅中に神社あり、

よりて誤り記す歟。菩薩祭(廿二日) 肥前国長崎に於て、  
来舶人、船神を祭る(八月廿二日)、これをぼさ祭といふ。

『和』三に云、舟の神を媽祖娘々といふ。俗、これを

船菩薩といふ。唐船、長崎に來り、往々祭る所の神是也(船  
中の品物を水揚するを、ぼさあげといふ)。馬琴按るに、『五  
雜俎』に云、海上天妃神あり。甚々靈なり。航海の者、多く  
応驗を著す。風濤の中の如き、忽ち蝴蝶ありて双飛す。夜  
半、忽ち紅燈あり。甚危しといへども、濟ふこと、獲天妃  
はその功德を言て、以天に配すべきをいふのみ、女神にはあ  
らずと。『和三』に記す所の媽祖娘々は、天妃神也。○長崎  
に唐人(百七十九才)寺とて四ヶ寺あり。福州は石灰町崇福  
寺、漳州は下筑後町福濟寺、南京は寺町興福寺、この三ヶ寺、  
昔は唐僧住す、今は看主持也。外に日付寺とて、筑後町に  
聖福寺といふあり、昔より和僧持也。ぼさ祭の日は、和僧も  
唐装束にて法事修行す。本尊は觀音也。この日、来舶人もそ  
の寺院へ參詣す。その異体をみると、諸人群集すといふ。  
四ヶ寺みな黄檗派也。 龜戸天神祭(廿四日) 江戸本所のす  
ゑ、龜戸村にあり(今は俗、呼て龜井戸といふ。社頭に一個  
の清泉ありて、常に湧出ス。掩ふに石龜を以す。龜の甲上に  
穿て水を引、故に龜井戸といふか)。祭る所、筑紫太宰府の  
神体におなじ。寛永三丙寅年、菅家の末葉大鳥居信祐建立ス。  
祭礼八月廿四日。本所牛御前と隔年也。当社の神宝天国の  
劍といふあり。この外、後水尾院の宸筆、安樂寺の瓦硯、

もみぢの文台(太閤秀吉公の文台也。のちに連歌師紹巴にた  
まふといふ紅葉の蒔絵あり)等、神庫に藏。この辺成平、  
川蛭に名あり。祭の日、奉幣・神樂等あり。近來、正祭な  
し。 西院祭(廿八日) 春日の神社は洛西葛野郡にあり。四  
条通西の土手四町斗、云云。西院村の西平林の中に社あり、  
是也。『名跡志』に云、西院の号は、中(百七十九ウ)こ  
ろ、此所に齋院の居給へる故に、この辺の名として齋院と書  
しを、後、誤りて西院に作る歟。例祭八月廿八日、神輿二  
基、その一ツは住吉の神なり(住吉の社は同村の西二有)。  
或は西院八幡祭といふ、未詳。 秋社 立秋の、ち、第五  
の戌の日を秋社とす。大抵春社に同じ。○京師、八月秋社に、  
各社饅・社酒を以相贈る。貴戚、宮院、諸肉・雜物を以調和  
し、飯上に敷。これを社飯といふ。『夢花録』 燕歸る  
燕子、春社に來りて秋社に去る。『月令』 秋の宮 中宮の  
御事也。○秋の宮、中宮に限らざるか。『八雲』凡、中宮を  
月にたとふ。『榮雅抄』又一説に、后宮は西の方に設けさせ  
給ふ殿なれば、秋の宮と申也。又、天子を日にたとへ奉れば、  
中宮を月になぞらへ奉る。よりて秋の宮と申とぞ。 釈奠  
祭る日上の丁の日也。二月におなじ。 後の彼岸 春秋の彼  
岸は、昼夜等分にして長短なし。仏道は中道を崇ふ。この  
時節まことに中道の辰也、故に仏事を修ス。『提謂經』并  
ニ『浄土三昧經』に、八王日に善を修すること見えたり。八  
王日は則彼岸にあたる也。八王日とは、立春、春分、立夏



(百八十才) 夏至、立秋、秋分、立冬、冬至、是也。天地の諸神、陰陽交代する時也。この日、梵天、帝釈、鎮臣三十二人、司命、司録、閻魔大王、八王使者、悉く出て四方を巡り見、人民の善悪を校へ録すといへり。故に善悪を修すべき也。又善導大師の觀經記に云、念仏して西方往生の願行をなすには、冬夏の両時を取らず、春秋の二節をとる。そのゆゑは、仲春(二月) 仲秋(八月)の両時は正東より日出て、真西に没す。弥陀の国真西、日没の所にあたる、故に弥陀の在所を衆生に指示して往生を遂しむる也。死活杖の祭猪の熊三条の南、褐速の神社にあり。往古、刑部省、この地にあり。獄を断じて以死刑を行ふ。故に、刑死人の為に、この社を建て祭祀を修せり。毎年八月(祭日不詳) 神事あり。これを死活杖の祭といふ。○千本引接寺、壬生の地藏等にて、毎春修する所の念仏会は、元死刑人の為に執行せしより始めりとぞ。野分 八月の大風をいふ。秋風原野の草木を吹分るゆゑにしかいふ。良寒 八月、旦夕やうやく寒し。肌寒、薄寒、又同じ。初もみぢ(百八十ウ) 薄紅葉『万葉』に黄葉に作る。和訓もみぢとは木々の葉の色もみぢるを略せり。つとちと通ず。故に、もみぢする秋を、もみぢる秋とも詠り。○紅葉を詠ずる木、雞冠木、檀、黄檀、柿、桜、柞。「八雲御抄」漆、梅。「藻汐艸」この類、みな秋は葉を染るものゆゑ、只もみぢといへは、いつれにも通ずれども、機樹の紅葉すぐれたれば、花といへは桜、紅葉といへは機樹

のやうになれり。礎 衣うつつ、しでうつつ、綾巻、しころ打。○古人、衣を擣に両女相對し、一杵を執り、米を舂が如くす。今、易るに臥杵を作り、対座してこれを擣。「和訓義解」『御傘』『無言抄』に、きぬたはきぬた、くの略なり、といへり。且、板にあらざる証據は石偏に作る。衣板にはあらざる難せり。これよりして、衣うつとは作るへし、きぬた打とは作るべからず、なといふ説もいできにたり。みな僻説にして誤り也。馬琴按ずるに、『和名抄』に云、唐韻ニ云、礎(和林ノ反、和名岐沼伊太) 擣衣石也。字又作砧とありて、その次に擣衣杵を出し、又その次に礎を載す。陸詞カ切韻ニ云、(天戰反、与扇同) 展繪石也。漢語鈔ニ云、岐沼伊太とあり。礎も礎も共に和訓(百八十一才) きぬいた也。何ぞきぬた、くの略ならん。すべて、字形をわかちてものを論ずるは、和語の意を解せざる誤也。又、礎うつと詠る歌は、式子内親王、千たひ打きぬたの音に夢さめて物思ふ袖の露ぞくたくる。猶この外にもあり。すべて俳諧師の説は杜撰多し。初心の人まどふことなかれ。○しでうつとは、静打と書。しづかに打也。又しきりに打也。衣しでうつともいへり。「八雲」しでとは、静にうつ也。神幣をしでとも、しづともよむ。共に鎮るこゝろ也。「仙覚抄」愚案するに、しで、しづ、ともにおなじかるへし。しかれども静の意にはあらじ。しづは倭文と書、いにしへの文布也。『日本紀』に、之都波陀、又、之頭於利などあり。しづやしづ倭文のをたまきりかへ

し、とよめるは是也。今、四手に作る、甚しき誤也。四はよの訓に用ひ来れり。仮名には、しでうつと書べし。○綾巻は衣を巻く木也。そのうつ緒を巻てうつ也。○しころ打とは、杵にてうつ也。杵をしころといふよし、或ものにいへり。出所いまだ考ず。長半夜 八月より九月にわたるなり。

名の木散ル 牡丹の分根 大かた秋分前後に根を分るなり。(百八十一ウ) 木芙蓉 水に出るものを草芙蓉といふ。荷花是也。陸に出るもの、これを木芙蓉といふ。「格物叢語」

木犀 江南の桂、八九月花を開く、子なし。是木犀也。「南方草木状」桂に数種あり。その葉鋸齒なく、卮子の葉の如くにして、光潔なるものあり。巖嶺の間に叢生す。これを

巖桂といふ。一名木犀。木犀花、香氣最高し。人をして酔しむるにいたる。桂の花 木犀花也。梅嫌 正字不詳。嫌當作寒。縷紅 金剛草 その根甚つよく、牛馬

を繫くべし。故に名とすといふ。檀特の花 芭蕉の属、『本草』に所謂紅蕉、是也。花紫 『御傘』等の書に、わか

むらさきを春とし、花紫を秋とす。『本草』・『花彙』等の説に、三月花を開くといへり。春にわか紫あるゆゑに秋とする

にや、とおもひしに、紫草を種る人ありていへらく、この草、秋種る者は春花開き、春種る者は秋花さくとぞ。『御傘』に

秋とするも 據なきにあらず、と雪碓いへり。白粉の花 正字未詳。(百八十二ウ) 烏頭 附子なり。紫苑 鬼

のしこ草 わすれ草わが下ひもにつけたれば鬼のしこ草こと

にし有けり。是は『万葉』四に、大伴ノ家持、坂上ノ家太娘に贈る歌也。離絶シテ数年ノ後、会フテ相聞往事ノ歌とあり。鬼ノ志許草、鬼ノ醜女草など書り。これ紫苑也。○鬼のしこ草とは、別の草の名にあらず。忘れ草は、愁を忘るゝ草なれば、恋しき人を忘ん料に、下紐につけたれど、更にわするゝことなし。忘れ草といふ名は只ことに有けん、猶恋し

ければ鬼のしこ草也けりといふ也。こゝろは誠の鬼にあらず、わろしといふ詞也。『日本紀』第一に、不順也凶目汚穢之所、云云。しことはわろしと嫌ふ詞也。凶の字をよめり。「袖中

抄」又、俊賴朝臣の説に、昔、人の親、子を二人もてりけり。此兄弟、孝行にしける親うせてのち歎き、塚に詣で、在が

如く有ける。年ふりぬれと兄弟打つれてゆきぬ。その兄、公につかへて私をかへりみるに堪ず、思ひけるやう、只に

止む時なし。萱草は思ひを忘るゝもの也、と塚にこれを植ける。弟はいたくこれを恨みて、紫苑は忘れぬ草也と植る。

兄はいつ(百八十二ウ)のほどにかわすれて行ず。世に萱草をわすれくさといふことしるしあり。弟は又、絶ず詣でぬ。

ある日、親の塚に声あり。恐るべからず、われは君が親の塚を守る鬼神なり。兄は忘れ草を植て、公につかうまつることゝ

る怠らず、その家を思ふこと実也。其許はおもひ草を植て

ますゝ怠らず、至孝也。天帝、あはれみ給ひて、われにい

はしむるは、今より昼あらんことを夢に告しらすべし、といふて止め。弟、不思議におもひ帰らぬ。それより昼あること

は夢に見るに違はず、徳を得たりとかや。この紫苑草は、嬉しきことあらん人は植て見るへき歟、なげくことあらん人は植べからざる草也。故にしおにといふ。鬼のをしへしよりいふを、鬼の師子草とはいふなめり。○紫苑をおにのし草といふことは、しおにといふことろ也。「八雲」愚おもへらく、しをにを鬼の訓にとるは、仮名たがへり。『和名抄』に、紫苑和名能之、俗ニ云之乎邇、又鬼和名於邇とあれば、是を、おのたがひあり。和名にのしといふもの、おにのし、こののしに近き歟、もしくは鬼能之小草にはあらざるか。こはこゝろみにいふのみ。すべて、らんをらに、しをんをしをに、せん(百八十三才)をぜに、といふたくひ、音の訛にはあらず、みな和訓なり。露草 月草 露草、月草おなじ物也。万の花は朝日の影を得てさくに、この花は月影を得て開ゆゑに名づく。宇治の花園 『山城風土記』に云、兔道とは輕嶋明宮の御宇、天皇の御子兔道の稚郎子、桐原の日柙の宮を造り、以宮室とし給ふ。これによりて御名を兔道といふ。○兔道稚郎子崩御のこゝろを、『新勅撰集』慈鎮、昔見し人のなみだや露ならん世を宇治山の秋の花園。これをもて思ふに、宇治の花園は、桐原の日柙の宮の花園也。故に慈鎮、稚郎子崩御のこゝろをよみ給へり。干梅、春耕、ともに頼通卿の花そのと記せり。稚郎子の崩御のこゝろを詠る歌に、臣下の花園をとり合せて詠る例なし。殊更、慈鎮は、宇治の関白頼通公より五代後、法勝寺兼実卿の子也。いかでその先

祖の花園を知りたまはざらん。或説に、秋の花とは芳宜を以第一とす。宇治の花園も元ト芳宜の名所也といへり。芒の穂 尾花 龍胆 『和名抄』に、衣夜美(百八十三ウ)久佐又、邇加奈、ともに龍胆也。俗は、これよりんたうと訛りいふ。○正白花のものを笹龍胆といふ。「和名抄」定家卿の説に、尾花がもとのおもひ草、是龍胆なるよしのたまへり。黄蜀葵 蜀葵とは別種也。「宗奭記」時珍の説に、紙に造る。その花、旦に開キ午収り、暮に落ツ。漆の花 烟草の花 一名相思艸 『本草洞詮』伝へていふ、慶長中種を南蛮より得たり。茜堀 藍の花 蓼の花 蓼の穂、水紅花。木賊苳 多く丹波に出ツ。信濃のそのはら、又その所歟。「和名抄」 芦の花 芦の穂 苦参引 胡黄蓮引 この草、本邦にありや未詳。○秋、白花を開き、葉細に、味甚苦き小草、山野にあり。又、たうやくといふ。「大和本草」胡黄蓮に形よく似たり、このことか。「和名抄」胡黄蓮は、黄蓮に似て大なり。黄ならず、味苦シ。「大和本草」 葉堀 (百八十四才) 採葉 秋、野山に出て葉草をとる也。茯苓突など、句によりて秋也。萱苳 萱苳、萱が軒端。○貞徳云、萱ふき、萱が軒端、植物にあらず。秋にもなるまじき道理なから、かやうの名草は、秋の季大切なるゆゑ、秋に用るがよき也。「御傘」 柘榴 今、鬼子母神を祭る人、多くこれを供ス。蓋シその多子をとるなり。新薑草 銀杏子 多く食へは瞑眩するよし、『五雜俎』にみゆ。今の俗、三ツ角あるもの

を帶おれは諸毒を消、といふものは何によるにや。茴香ういぎょうの

実 荔枝れいし 荔枝汁、酒に作るべし。しかれどもみな燒酒也。

「五雜俎」閩人、最も荔枝を重おもんず。然れども此方にいふれ

いしにあらず。葡萄ぶどう 葡萄棚、紫葛、ぶだう酒。通草あけび

十一月朔日、河州高嶋郡より郁核を内裏へ献けんず。或人云、今

献けんずる所の物を考るに、通草の実にして、その気味形状、

郁核に異なり。(百八十四ウ)土人、この献物の以、名を称

せず。専ら御貢おんぐんといふ。御貢と郁核と和語相近し。故に、

通草を誤りて、うべと称する歟。枯柴を以籠かごに造り、これ

に盛もる。その体、朴古ぼこを存す。又一説に、高嶋郡の土人郁核

と称する者、通草の別種にして、冬月といへども其葉死しかれず。

これを常盤通草といふとぞ。天瓜あまぐり 括樓くわろうにはあらず。括

樓はひさこうりなり。種瓢たねひょう 籬豆せいず 俗、これを破牆豆はせやうと

いふ。この豆、一粒種れば豆八升を得る。破牆と八升と音相

近ちかし、故に名とす。「救荒本草」にいふ、眉兒豆まゐぢうは是か。

菱取ル 虞美人草 褒斜山谷の中に虞美人かたぢけいあり。形鶏冠

の如く、大にして花なし。葉、皆相對たいたいす。或は虞美人の曲を

唱となれば、両葉撫掌ふしやうして頰節拍せつぱくにあたるが如し。「題説」驚

水が「新式」に口訣ありといふもの、何レの草をいふに

や。木耳こ 菌 木より生ずるを木耳といひ、土に生ずる

を菌けといふ也。○松茸たけのこ○椎茸しひたけ○椋茸むくわく○紅茸べに○羊肚菜やうとさい○栗茸くりたけ○

鬼きのからかきき 蓋か○鬼き筆か○菴菌あまぐみ○竹ノ蓐たけのくさ(百八十五オ)○石茸いし○

馬勃まどく。蘆菰ひらたけ 「本草」平茸へいじゆへ和俗所わよく用

「庖厨本草」に鼠菌ねずみを以平茸とす。木曾の山中、多く

これあり。昔木曾義仲、西京さいけいに入いりて跋扈はつこし、これを携たづなへて官

客きやくを享もす。是より本邦の珍味ちんみとなる。「本朝食鑑」滑煤荃なめす、き

榎えより出いるものなり。蛇菰へびかぶ 天狗茸てんぐじゆ 月夜茸げつやじゆ この三種、

大毒あり。人敢あてちかつかず。笑矣わらひたけ 又笑菌わらひたけに作る。こ

のもの楓樹かへでの下かへでに生せいず、大毒あり。これを食へは笑わらふて止やま

る。終つひに死しに至いたる。もし速すみかに人糞じんふん穢土たいどを嘗なめてその毒を消けときは、

偶たま活いることありといふ。○嘉定乙亥、僧德明遊山とうとくわいゆざんす。忽たちち

奇菌ききんを得えて、帰かへりて衆しゆに供くす。毒発どくはつして、僧行死そうじゆしする者十余

人。徳明、一啜すまに糞ふんを嘗なめて免まぬる、ことを獲とたり。日本の僧

定心じやうしんといふ者あり。寧死ねいしとも汚けがさず、膚理ふりり折され裂されに至いたる

て死しす。今いまに至いたる、庵中あまぢゆう蔵くらめて日本の度牒たどてうあり。其僧、姓は

平氏、日本国京東にっぽんこくきやうとう(百八十五ウ)、相州行香さうしゆ上守じやうしゆの郷、元

勝寺しやうじの僧そうなり。寧ねい非命ひめいに死しして、その口くちを汚けがさず。陣ぢん仲ちゆう子し

の風ふうに庶ちかし。「五雜俎」馬琴ばしん云、此僧何人ぞや。その身異国

にありて、本朝ほんてうの義氣ぎぎをうしなはず。永ながく史籍しせきに記ししてその

美みを嗅かすへきもの歟。毛見けみ 農民のうみん、秋あきに至いたりて、年貢ねんぐんを収しゆ

納のうするははじめ、県吏けんり、田地でんぢの善惡ぜんあくを巡めぐ見けんす。これを毛見けみと

いふ。毛は猶草しゆうそうといふがごとし。稲いねのいまだ茹なむるものを立

毛けといふ。凡たゞ、百石ひやくしやくの田地でんぢにして百石あるを縮取すくしゆといふ。悉

ク縮すくして得えるの義也。その次、百石のうち、或は八分七分はちぶんしちぶんの

収納しゆなつを幾いくツ成なりりといふ。その収納しゆなつを定さだめるを免いと謂いふ。こゝろ

